

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年7月6日（平成29年（行個）諮問第108号）

答申日：平成30年4月23日（平成30年度（行個）答申第12号）

事件名：本人に対する休業補償給付の不支給決定に係る調査復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「平成29年特定月日付で特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた休業補償給付請求書，調査復命書及び添付書類一式（決議書含む）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については，別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が，平成29年3月6日付け愛労発基0306第7号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 趣旨

労災認定に関する保有個人情報の開示請求をしたが，不開示理由に当てはまらない事項，書類まで黒塗り（不開示）にされている。

15条，16条に基づき，以下（ア）～（エ）について不開示理由に当てはまらない部分を区分して開示していただきたい。

（ア）「業務経歴：特定氏名1／1」

時期と「開始」「終了」「棚上げ」等の単語だけでも開示希望（発病により出来事の時期に関する記憶が曖昧であり，復命書の記載内容を検証できないため）

（イ）「2 平成24年特定月から特定月に会社に提出した特許出願件数と特許要約件数」（請求人個人の提出物提出状況であり，情報提

供企業の利益を害するものではないため)

(ウ) 「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」調査結果

(エ) 意見書の提出について(特定名クリニック・特定名クリニック)

発病時期, 発病原因

イ 理由

休業補償不支給決定に対して労働保険審査請求をするにあたり, 労働基準監督署において適正に調査が成されたか確認する必要があるが, 調査結果が確認できないため。また, 復命書記載内容の根拠が確認できないため

(2) 意見書

ア 「審査請求の趣旨及び理由」の内容について, 不開示を維持する部分の修正をお願いいたします。特に, 文書番号3の②については, 6頁及び9頁~11頁の不開示部分は関係者聞き取り対象・内容以外を, 14~17頁は発病時期を開示するよう修正願います。

イ 理由

(ア) 法14条2号ロ, 3号ただし書きに該当するため

(イ) 文書3の②については, 請求人の申し立て内容が改ざんされている部分や, 関係者からの聞き取り内容を鵜呑みにして一方的に結論づけている部分があることから(※), 労災審査官に訂正を申し出る必要があるため

※ 聞き取り対象や内容は不開示のままで構いません。聞き取り, 調査実施の有無が分かれば結構です。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人は, 平成29年1月24日付けで, 処分庁に対して, 法12条1項の規定に基づき, 「平成29年特定月日付で特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた休業補償給付請求書, 調査復命書及び添付書類一式(決議書含む)」に係る開示請求を行った。

イ これに対して, 処分庁が平成29年3月6日付け愛労発基0306第7号により部分開示決定(原処分)を行ったところ, 審査請求人がこの取消しを求めて, 平成29年4月5日付け(同月7日受付)で審査請求を提起したものである。

(2) 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し, 原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で, 別表中「4原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については, 原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付で特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた休業補償給付請求書、調査復命書及び添付書類一式（決議書含む）」である。

イ 不開示情報該当性について

(ア) 法14条2号の不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1, 2, 3の①, 5, 6, 7の①, 8の①, 9の①, 10の①, 16の①, 17の①, 18の①, 19の①, 20の①, 33及び34の不開示部分は、審査請求人以外の氏名、印影など、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②, 8の②, 9の②, 10の②, 16の②, 17の②, 18の②, 19の②及び20の②の不開示部分は特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 法14条3号イの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号7の②及び11の不開示部分は、特定事業場等の印影及びメールアドレスである。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号ロの不開示情報

別表に記載した情報のうち、文書番号22, 23, 24, 25, 28, 31, 37及び38の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を

受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

a 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号3の②、8の②、9の②、10の②、16の②、17の②、18の②、19の②及び20の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、審査請求人以外の特定期間から聴取した内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記(ア) bで既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することを躊躇し、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号22、23、24、25、28、31、37及び38の不開示部分は、当該事業場が一般に公にしていらない内部情報である。これらの情報は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることは、上記(ウ)で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示するとした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力を躊躇させることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、これらの情報は開示することにより労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに

該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(4) 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「4 原処分において不開示とされている部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成29年7月6日付け厚生労働省発基0706第1号により諮問した平成29年(行個)諮問第108号に係る諮問書理由説明書(以下「理由説明書」という。)について、諮問庁においては、一部を除き原処分を維持すべきものとして諮問したものであるが、理由説明書の別表について、以下のとおり修正するとともに、同理由説明書別表に不開示理由の修正を行う。

(1) 不開示情報該当性について

理由説明書の該当部分を以下のとおり修正する。

ア (略)

イ 法14条3号イの不開示情報

(ア) 別表に記載した情報のうち、文書番号7の②及び11の不開示部分は、特定事業場等の印影及びメールアドレスである。印影等は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表に記載した情報のうち、文書番号28,38の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。そのため、仮にこれらの情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ (略)

エ (略)

(2) 理由説明書別表の修正等について

理由説明書別表の該当部分を以下のとおり追加・修正する。

(下線部分が追加・修正部分)

文書 番号	対象文書 名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号			
			2号	3号 イ	3号 ロ	7号 柱書
28	業務経歴	不開示部分(ただし1頁資料番号をのぞく)		○	○	○
38	事業場提出資料⑥	不開示部分		○	○	○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 同年8月3日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年3月2日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月30日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同年4月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「平成29年特定月日付で特定労働基準監督署長から不支給決定を受けた休業補償給付請求書、調査復命書及び添付書類一式(決議書含む)」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表に掲げる文書番号1ないし文書番号38に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、審査請求書において、本件対象保有個人情報の一部(別表の通番1ないし通番5)について開示を求めている。

これに対して、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 別表の6欄に掲げる部分について

通番4及び通番5は、特定事業場からの提出資料であり、特定事業場

の内部管理情報であるが、特定事業場での審査請求人の業務内容及び所属部署の概要並びに審査請求人の特許に関する情報であり、いずれも審査請求人が知り得る情報であり、これを開示しても、労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同様の理由により、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、また、審査請求人に開示しないという条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号及び7号柱書き該当性について（通番1ないし通番3について）

(ア) 通番1のうち、被聴取者の氏名の部分については、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、審査請求人の知り得る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) その余の部分については、審査請求人以外の個人から聴取した聴取内容又は意見書の内容であり、審査請求人が知り得るものとは認められず、これを開示すると、被聴取者が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど事実関係についての客観的申述を得ることが困難になり、労働基準監督機関における労災認定等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性について

(ア) 通番4について

当該部分は、審査請求人の経歴に該当するとは認められない審査請求人が知り得ない特定事業場の人事管理情報である。これを開示すると、一般に公にしていない特定事業場での人事評価の方法や人員配置の方針など労務管理の詳細が明らかになり、特定事業場の競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5について

当該部分は、特定事業場に所属する審査請求人以外の第三者の特許出願件数等に関する記載であり、いずれも、一般に公にしていなない特定事業場の内部管理情報であり、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同条3号ロ及び7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、意見書において、文書番号3の②(通番1)は、法14条2号ただし書ロ及び3号ただし書に該当するとして、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると主張する。

しかしながら、当該不開示部分を審査請求人に開示することについて、当該部分を不開示とすることにより保護される利益を上回る開示の必要性があるとは認められないことから、当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、愛知労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、愛知労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書の記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定に

については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文 書 番 号	2 対象文 書名	3 通 番	4 原処分において不開 示とされている部分	5 不開示情報 (法14条該当 号)				6 開示すべき 部分
				2 号	3 号 イ	3 号 ロ	7 号 柱 書 き	
1	休業支給 決定決議 書等①		2頁診療担当者署名及 び印影	○				
2	休業支給 決定決議 書等②		2頁診療担当者署名及 び印影	○				
3	精神障害 の業務起 因性判断 のための 調査復命 書		① 2 1 頁不開示部分	○				
		1	② 6 頁不開示部分, 9 頁ないし1 1 頁不開示 部分, 1 4 頁枠内1 4 行目ないし1 5 行目2 1 文字目, 1 7 行目な いし2 5 行目不開示部 分, 4 0 行目以降不開 示部分, 1 5 頁枠内1 行目ないし1 5 行目不 開示部分, 2 5 行目な いし3 0 行目不開示部 分, 1 6 頁枠内3 5 行 目2 1 文字目ないし3 7 行目4 文字目, 3 7 行目2 0 文字目ないし 4 4 行目不開示部分, 5 2 行目以降不開示部 分, 1 7 頁枠内4 行目 ないし1 8 行目不開示 部分, 4 0 行目以降不 開示部分, 1 8 頁不開	○			○	

		示部分					
		③ 5 頁不開示部分, 7 頁不開示部分, 1 4 頁枠内 1 5 行目 2 2 文字目ないし最終文字, 3 4 行目及び 3 8 行目, 1 5 頁枠内 2 1 行目, 2 3 行目, 3 2 行目及び 3 3 行目, 1 6 頁枠内 3 7 行目 5 文字目ないし 1 3 文字目, 5 1 行目 1 文字目ないし 1 5 文字目, 1 7 頁枠内 2 1 行目 3 0 文字目ないし 2 2 行目 2 8 文字目	新たに開示				
4	実地調査復命書	—					
5	休業補償給付支給請求書等①	1 頁診療担当者署名及び印影	○				
6	休業補償給付支給請求書等②	1 頁診療担当者署名及び印影	○				
7	事業場提出資料①	① 1 頁部署, 職氏名及び電話番号	○				
		② 1 頁事業場印影		○			
8	意見書①	① 1 頁部会長代理の署名及び印影	○				
		② 2 頁 1 9 行目 3 9 文字目以降不開示部分, 3 頁 1 行目ないし 3 行目不開示部分, 1 0 行目以降不開示部分, 4 頁 1 行目ないし 7 行目	○			○	

			不開示部分, 5頁不開示部分					
			③ 3頁8行目37文字目ないし9行目10文字目, 4頁9行目26文字目ないし10行目19文字目	新たに開示				
9	意見書②		① 1頁医師署名及び印影	○				
		2	② 1頁「依頼事項にかかる意見」項番5及び6 不開示部分	○			○	
			② 1頁「依頼事項にかかる意見」項番4及び11 不開示部分	○			○	
10	意見書③		① 1頁医師署名	○				
		3	② 1頁「依頼事項にかかる意見」項番⑤及び⑥ 不開示部分	○			○	
			② 1頁「依頼事項にかかる意見」項番④, ⑩及び⑪ 不開示部分	○			○	
			③ 1頁「依頼事項にかかる意見」項番⑧及び⑫ 不開示部分	新たに開示				
11	診療報酬明細書①		1頁健康保険組合印影及びメールアドレス		○			
			4頁ないし112頁の 不開示部分	新たに開示				
12	診療報酬明細書②		不開示部分	新たに開示				
13	請求人提出資料		—					
14	聴取書①		—					
15	照会・相談等処理		—					

票①							
1 6	聴取書②	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日数字部分，7 頁 8 行目署名及び印影	○				
		② 1 頁 8 行目ないし 7 頁 7 行目（ただし項番を除く。）	○			○	
1 7	照会・相談等処理票②	① 1 頁氏名，所属，電話	○				
		② 1 頁＜照会・相談内容等＞ 2 行目ないし 2 頁	○			○	
		③ 1 頁の件名欄の記載，＜照会・相談内容等＞欄の項目名及び 1 行目	新たに開示				
1 8	聴取書③	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日数字部分，6 頁 1 8 行目署名及び印影	○				
		② 1 頁 8 行目ないし 6 頁 1 7 行目（ただし項番を除く。）	○			○	
1 9	聴取書④	① 1 頁住所，職業，氏名，生年月日数字部分，4 頁 1 7 行目署名及び印影	○				
		② 1 頁 8 行目ないし 4 頁 1 6 行目（ただし項番を除く。）	○			○	
2 0	照会・相談等処理票③	① 1 頁氏名，所属，電話	○				
		② 1 頁＜照会・相談内容等＞ 2 行目ないし 1 0 行目	○			○	
		③ 1 頁の件名欄の記	新たに開示				

			載，＜照会・相談内容等＞欄の項目名及び1行目					
2 1	会社概要		－					
2 2	組織表		不開示部分（ただし資料番号を除く。）			○	○	
2 3	就業規則		不開示部分			○	○	
2 4	労働協約		不開示部分			○	○	
2 5	時間外労働・休日労働に関する協定届		不開示部分（ただし2頁，4頁，6頁の表番号を除く。）			○	○	
			2頁，4頁，6頁の表番号	新たに開示				
2 6	カレンダー		－					
2 7	経歴書		－					
2 8	業務経歴	4	不開示部分（ただし1頁資料番号を除く。）		○	○	○	審査請求人に係る表の内部の記載部分及び表の下部の1行目ないし4行目不開示部分
			1頁の左上部の資料番号	新たに開示				
2 9	人事考課歴		－					
3 0	賃金台帳・勤務台帳①		不開示部分	新たに開示				
3 1	賃金台帳・勤務台帳②		不開示部分（ただし1頁資料番号を除く。）			○	○	
			1頁の右上部の資料番号	新たに開示				

			号					
3 2	健康診断 個人票		—					
3 3	事業場提出資料②		不開示部分	○				
3 4	休業者見舞い実施報告書		不開示部分	○				
3 5	事業場提出資料③		—					
3 6	事業場提出資料④		—					
3 7	事業場提出資料⑤		不開示部分（ただし2頁の表題を除く。）			○	○	
			2頁の表題部分	新たに開示				
3 8	事業場提出資料⑥	5	不開示部分		○	○	○	各表の標題， 年月欄，審査請求人の氏名とその件数